瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月29日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第1号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 瀬戸市手数料徴収条例(平成12年瀬戸市条例第12号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前					
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)					
種類	金額	種類	金額				
戸籍法(昭和22年法律第2	<省略>	戸籍法(昭和22年法律第2	<省略>				
24号)第10条第1項、第		24号)第10条第1項、第					
10条の2第1項から第5項		10条の2第1項から第5項					
まで若しくは第126条の規		まで若しくは第126条の規					
定に基づく戸籍の謄本若しく		定に基づく戸籍の謄本若しく					
は抄本又は同法第120条第		は抄本又は同法第120条第					
1項、第120条の2第1項		1項若しくは第126条の規					
若しくは第126条の規定に		定に基づく <u>磁気ディスクをも</u>					
基づく <u>戸籍証明書</u> の交付手数		って調製された戸籍に記録さ					
料		れている事項の全部若しくは					
		一部を証明した書面の交付手					
		数料					
戸籍法第120条の3第2項	戸籍電子証明書提供						
の規定に基づく戸籍電子証明	用識別符号1件につ						
書提供用識別符号の発行(情	き400円						
報通信技術を活用した行政の							
推進等に関する法律(平成1							
4年法律第151号)第7条							
第1項の規定により同法第6							

条第1項に規定する電子情報 処理組織を使用する方法(総 務省令で定めるものに限る。 以下この項において同じ。) により戸籍電子証明書提供用 識別符号の発行を行う場合 当該発行に係る戸籍電子証明 書の請求が同条第1項の規定 により同項に規定する電子情 報処理組織を使用する方法に より行われた場合に限る。) における当該発行及び戸籍電 子証明書提供用識別符号の発 行に係る戸籍電子証明書の請 求を行う者が同時に当該戸籍 電子証明書が証明する事項と 同一の事項を証明する戸籍の 謄本若しくは抄本又は戸籍証 明書の請求を行う場合におけ る当該発行を除く。) 手数料 |戸籍法第12条の2において |<省略> 戸籍法第12条の2において<省略> 準用する同法第10条第1項 準用する同法第10条第1項 若しくは第10条の2第1項 若しくは第10条の2第1項 から第5項までの規定若しく から第5項までの規定若しく は同法第126条の規定に基 は同法第126条の規定に基 づく除かれた戸籍の謄本若し づく除かれた戸籍の謄本若し くは抄本又は同法第120条 くは抄本又は同法第120条 第1項、第120条の2第1 第1項若しくは第126条の 項若しくは第126条の規定 規定に基づく磁気ディスクを に基づく除籍証明書の交付手 もって調製された除かれた戸 数料 籍に記録されている事項の全 部若しくは一部を証明した書 面の交付手数料 戸籍法第120条の3第2項除籍電子証明書提供 の規定に基づく除籍電子証明用識別符号1件に

書提供用識別符号の発行(情き700円 報通信技術を活用した行政の 推進等に関する法律第7条第 1項の規定により同法第6条 第1項に規定する電子情報処 理組織を使用する方法により 除籍電子証明書提供用識別符 号の発行を行う場合(当該発 行に係る除籍電子証明書の請 求が同項の規定により同項に 規定する電子情報処理組織を 使用する方法により行われた 場合に限る。)における当該 発行及び除籍電子証明書提供 用識別符号の発行に係る除籍 電子証明書の請求を行う者が 同時に当該除籍電子証明書が 証明する事項と同一の事項を 証明する除かれた戸籍の謄本 若しくは抄本又は除籍証明書 の請求を行う場合における当 該発行を除く。)手数料 <省略> <省略> 戸籍法第48条第1項(同法<省略> 戸籍法第48条第1項(同法<省略> 第117条において準用する 第117条において準用する 場合を含む。)の規定に基づ 場合を含む。)の規定に基づ く届出若しくは申請の受理の く届出若しくは申請の受理の 証明書、同法第48条第2項 証明書又は同法第48条第2 (同法第117条において準 項(同法第117条において 用する場合を含む。)若しく 準用する場合を含む。) 若し は第126条の規定に基づく くは第126条の規定に基づ く書類に記載した事項の証明 届書その他市長村長の受理し た書類に記載した事項の証明 書の交付手数料 書又は同法第120条の6第 1項の規定に基づく届書等情

報の内容の証明書の交付手数	
料	
戸籍法第48条第2項(同法書類又は届書等情報	戸籍法第48条第2項(同法書類1件につき35
第117条において準用するの内容を表示したも	第117条において準用する0円
場合を含む。)の規定に基づの1件につき350	場合を含む。)の規定に基づ
く届書その他市町村長の受理円	く <u>書類の閲覧手数料</u>
した書類又は同法第120条	
の6第1項の規定に基づく届	
書等情報の内容を表示したも	
のを閲覧に供する事務手数料	
<省略>	<省略>
備考 <省略>	備考 <省略>

第2条 瀬戸市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前				
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)				
種類	金額	種類 金額				
<	(省略>	<	(省略>			
消防法第11条第	危険物の貯蔵最大数量が	消防法第11条第	危険物の貯蔵最大数量が			
1項前段の規定に	1,000キロリットル	1項前段の規定に	1,000キロリットル			
基づく浮き屋根式	以上5,000キロリッ	基づく浮き屋根式	以上5,000キロリッ			
特定屋外タンク貯	トル未満のときは1件に	特定屋外タンク貯	トル未満のときは1件に			
蔵所及び浮き蓋付	つき <u>1,450,000</u>	蔵所及び浮き蓋付	つき <u>1,180,000</u>			
特定屋外タンク貯	円、5,000キロリッ	特定屋外タンク貯	<u>円</u> 、5,000キロリッ			
蔵所設置許可手数	トル以上10,000キ	蔵所設置許可手数	トル以上10,000キ			
料	ロリットル未満のときは	料	ロリットル未満のときは			
	1件につき <u>1,720,</u>		1件につき <u>1,410,</u>			
	000円、10,000		<u>000円</u> 、10,000			
	キロリットル以上50,		キロリットル以上50,			
	000キロリットル未満		000キロリットル未満			
	のときは1件につき <u>1,</u>		のときは1件につき <u>1,</u>			
	920,000円、5		590,000円、5			

0,000キロリットル 以上100,000キロ リットル未満のときは1 件につき2,360,0 00円、100,000 キロリットル以上20 0,000キロリットル 未満のときは1件につき 2,740,000円、 200,000キロリッ トル以上300,000 キロリットル未満のとき は1件につき5,64 0,000円、300, 000キロリットル以上 400,000キロリッ トル未満のときは1件に つき7, 240, 000 円、400,000キロ リットル以上のときは1 件につき8,790,0 00円

0,000キロリットル 以上100,000キロ リットル未満のときは1 件につき1,950,0 00円、100,000 キロリットル以上20 0,000キロリットル 未満のときは1件につき 2, 270, 000円、 200, 000キロリッ トル以上300,000 キロリットル未満のとき は1件につき4,55 0,000円、300, 000キロリットル以上 400,000キロリッ トル未満のときは1件に 円、400,000キロ リットル以上のときは1 件につき 7,070,0 00円

<省略>

建築基準法第88条 <省略> 第1項の規定に基づ

く工作物に関する完 了検査の申請に対す

る審査に係る完了検 査申請手数料又は同

法第18条第16項 の規定に基づく工作

物の完了通知に係る

手数料

建築基準法施行令第 1件につき27,000

137条の12第6 円

<省略>

建築基準法第88条 <省略> 第1項の規定に基づ く工作物に関する完 了検査の申請に対す る審査に係る完了検 査申請手数料又は同 法第18条第16項 の規定に基づく工作 物の完了通知に係る 手数料

項の規定に基づく既	1			
存建築物の敷地と道				
路との関係における				
制限の適用除外認定				
 <u>手数料</u>				
建築基準法施行令第	1件につき27,000			
137条の12第7	<u>円</u>			
項の規定に基づく既				
存建築物の道路内に				
おける制限の適用除				
外認定手数料				
都市の低都市の低	(1) <省略>	都市の低	都市の低	(1) <省略>
炭素化の炭素化の	(2) 共同住宅等(共同住	炭素化の	炭素化の	(2) 共同住宅等(共同住
促進に関促進に関	宅、長屋その他の一戸	促進に関	促進に関	宅、長屋その他の一戸
する法律 する法律	建て住宅以外の住宅を	する法律	する法律	建て住宅以外の住宅を
(平成2 第54条	いう。以下この部及び	(平成 2	第 5 4 条	いう。以下この部及び
4年法律第1項各	次部において同じ。)	4年法律	第1項各	次部において同じ。)
第84号 号に掲げ	建築物全体又は複合建	第84号	号に掲げ	建築物全体又は複合建
) 第53 る基準に	築物(<u>建築物のエネル</u>) 第53	る基準に	築物(建築物のエネル
条第1項 適合する	ギー消費性能の向上等	条第1項	適合する	ギー消費性能の向上に
の規定に と市長が	に関する法律(平成2	の規定に	と市長が	関する法律 (平成27
基づく低 定める機	7年法律第53号)第	基づく低	定める機	年法律第53号)第1
炭素化の関が認め	11条第1項に規定す	炭素化の	関が認め	1条第1項に規定する
ための建 た場合又	る非住宅部分(以下こ	ための建	た場合又	非住宅部分(以下この
築物の新は当該基	の表において「非住宅	築物の新	は当該基	表において「非住宅部
築等の計 準に適合	部分」という。)及び	築等の計	準に適合	分」という。) 及び住
画認定申 すること	住宅部分(以下この表	画認定申	すること	宅部分(以下この表に
請手数料 を証する	において「住宅部分」	請手数料	を証する	おいて「住宅部分」と
書類とし	という。)を有する建		書類とし	いう。)を有する建築
て市長が	築物をいう。以下この		て市長が	物をいう。以下この表
定めるも	表において同じ。)の		定めるも	において同じ。)の住
のが添付	住宅部分に係るものの		のが添付	宅部分に係るもののう
されてい	うち1棟の戸数が1の		されてい	ち1棟の戸数が1のと
る場合(ときは1件につき5,		る場合(きは1件につき5,2
以下この	200円、1棟の総戸		以下この	00円、1棟の総戸数

表て素基性関た」。に「建準確が場とい炭物合機め等う

数が2以上5以下のと きは1件につき10, 300円、1棟の総戸 数が6以上10以下の ときは1件につき17 , 500円、1棟の総 戸数が11以上25以 下のときは1件につき 29,100円、1棟 の総戸数が26以上5 0以下のときは1件に つき48,800円、 1棟の総戸数が51以 上100以下のときは 1件につき87,30 0円、1棟の総戸数が 101以上200以下 のときは1件につき1 38,100円、1棟 の総戸数が201以上 300以下のときは1 件につき174,40 0円、1棟の総戸数が 301以上のときは1 件につき186,10 0円、複合建築物の非 住宅部分に係るものの うち非住宅部分の床面 積の合計が300平方 メートル以内のときは 1件につき10,30 0円、非住宅部分の床 面積の合計が300平 方メートルを超え1,

000平方メートル以

表て素基性関た」。に「建準確が場とい炭物合機め等う

が2以上5以下のとき は1件につき10,3 00円、1棟の総戸数 が6以上10以下のと きは1件につき17, 500円、1棟の総戸 数が11以上25以下 のときは1件につき2 9,100円、1棟の 総戸数が26以上50 以下のときは1件につ き48,800円、1 棟の総戸数が51以上 100以下のときは1 件につき87,300 円、1棟の総戸数が1 01以上200以下の ときは1件につき13 8,100円、1棟の 総戸数が201以上3 00以下のときは1件 につき174,400 円、1棟の総戸数が3 01以上のときは1件 につき186,100 円、複合建築物の非住 宅部分に係るもののう ち非住宅部分の床面積 の合計が300平方メ ートル以内のときは1 件につき10,300 円、非住宅部分の床面 積の合計が300平方 メートルを超え1,0 00平方メートル以内

内のときは1件につき のときは1件につき1 17,900円、非住 7,900円、非住宅 宅部分の床面積の合計 部分の床面積の合計が が1,000平方メー 1,000平方メート ルを超え2,000平 トルを超え2,000 平方メートル以内のと 方メートル以内のとき きは1件につき29, は1件につき29,1 100円、非住宅部分 00円、非住宅部分の の床面積の合計が2, 床面積の合計が2,0 000平方メートルを 00平方メートルを超 え5,000平方メー 超え5,000平方メ ートル以内のときは1 トル以内のときは1件 件につき87,300 につき87,300円 、非住宅部分の床面積 円、非住宅部分の床面 積の合計が5,000 の合計が5,000平 平方メートルを超え1 方メートルを超え10 0,000平方メート ,000平方メートル ル以内のときは1件に 以内のときは1件につ つき138,100円 き138,100円、 、非住宅部分の床面積 非住宅部分の床面積の の合計が10,000 合計が10,000平 平方メートルを超え2 方メートルを超え25 5,000平方メート , 000平方メートル ル以内のときは1件に 以内のときは1件につ つき174,400円 き174,400円、 、非住宅部分の床面積 非住宅部分の床面積の の合計が25,000 合計が25,000平 平方メートルを超える 方メートルを超えると ときは1件につき21 きは1件につき218 8,000円 ,000円 (3) <省略> (3) <省略> <省略> <省略> <省略> <省略> <省略> <u>建築物の</u> | 建築物工 | 建築物の床面積(特定建 | <u>建築物の</u> | 建築物工 | 建築物の床面積(特定建 エネルギ ネルギー | 築行為に係る床面積 (建|||エネルギ | ネルギー | 築行為に係る床面積 (建|

<省略>

規定に基 建築物 づく建築 物エネル ギー消費 性能適合 性判定手 数料

一消費性 | 消費性能 | 築物のエネルギー消費性 | | 一消費性 | 消費性能 | 築物のエネルギー消費性 | 等に関す|定める省|施行令(平成28年政令| る法律第一令第1条 第8号) 第4条第1項に 12条第 第1項第 規定する床面積をいう。 1,000平方メートル|||定に基づ|建築物 以内のときは1件につき 121,000円、建築||エネルギ 物の床面積の合計が1. 000平方メートルを超||能適合性 え2,000平方メート ル以内のときは1件につ||料 き159,300円、建 築物の床面積の合計が2 ,000平方メートルを 超え5,000平方メー トル以内のときは1件に つき257,900円、 建築物の床面積の合計が 5,000平方メートル を超え10,000平方 メートル以内のときは1

> 件につき336,800 円、建築物の床面積の合

> 計が10,000平方メ

ートルを超え25,00

0平方メートル以内のと

きは1件につき404, 700円、建築物の床面

積の合計が25,000

平方メートルを超えると

きは1件につき474,

く建築物

一消費性

判定手数

能の向上 基準等を 能の向上等に関する法律 能の向上 基準等を 能の向上に関する法律施 |<u>に関する</u>|定める省|<u>行令</u>(平成28年政令第| |<u>法律</u>第1|令第1条|8号)第4条第1項に規| 2条第1 第1項第 定する床面積をいう。) 1項又は 1 号口に)をいう。以下この部に | 項又は第 1 号口に をいう。以下この部にお 第13条 定める基 おいて同じ。)の合計が 113条第 定める基 いて同じ。)の合計が3 第 2 項の|準に係る| 3 0 0 平方メートル以上|| 2 項の規|準に係る| 0 0 平方メートル以上 1 ,000平方メートル以 内のときは1件につき1 21,000円、建築物 の床面積の合計が1,0 00平方メートルを超え 2,000平方メートル 以内のときは1件につき 159,300円、建築 物の床面積の合計が2, 000平方メートルを超 え5,000平方メート ル以内のときは1件につ き257,900円、建 築物の床面積の合計が5 , 000平方メートルを 超え10,000平方メ ートル以内のときは1件 につき336,800円 、建築物の床面積の合計 が10,000平方メー トルを超え25,000 平方メートル以内のとき は1件につき404,7 00円、建築物の床面積 の合計が25,000平 方メートルを超えるとき は1件につき474,8

		800円			00円
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
建築物の	<省略>	<省略>	建築物の	<省略>	<省略>
エネルギ			エネルギ		
一消費性			一消費性		
能の向上			能の向上		
等に関す			に関する		
る法律第			<u>法律</u> 第 1		
12条第			2条第2		
2項又は			項又は第		
第13条	 <省略>	<省略>	13条第	<省略>	<省略>
第3項の			3項の規		
規定に基			定に基づ		
づく建築			く建築物		
物エネル			エネルギ		
ギー消費			一消費性		
性能適合			能適合性		
性判定変			判定変更		
更手数料			手数料		
建築物のエ	ニネルギー	1件につき床面積の合計	建築物の	エネルギー	1件につき床面積の合計
<u>消費性能σ</u>)向上等に	に応じ、 <u>建築物のエネル</u>	消費性能の	の向上に関	に応じ、 <u>建築物のエネル</u>
関する法律	<u> 施行規則</u>	ギー消費性能の向上等に	する法律が	施行規則 (ギー消費性能の向上に関
(平成28	8年国土交	関する法律第12条第2	平成28年	年国土交通	<u>する法律</u> 第12条第2項
通省令第5	5号) 第1	項又は第13条第3項の	省令第5	号) 第11	又は第13条第3項の規
1条の規定	どに基づく	規定に基づく建築物エネ	条の規定は	こ基づく消	定に基づく建築物エネル
消費性能確	催保計画の	ルギー消費性能適合性判	費性能確何	保計画の軽	ギー消費性能適合性判定
軽微な変更	更に関する	定変更手数料欄に掲げる	微な変更に	こ関する証	変更手数料欄に掲げる額
証明書交付	手数料	額の2分の1に相当する	明書交付手	F数料	の2分の1に相当する額
		額(その額に100円未			(その額に100円未満
		満の端数があるときは、			の端数があるときは、そ
		その端数金額を切り捨て			の端数金額を切り捨てて
		て得た額)			得た額)
建築物の	建築物の	<省略>	建築物の	建築物の	<省略>

	省当略略			省当略略	
	< < <	<省略>		< <	
	う。)	. (Danka		。)	. domas
	等」とい			」とい	5
	めた場合			た場合	
	機関が認			関が認	
	合性確認			性確認	機
	「計画適			計画適	合
	において			おいて	Г
	下この表			この表	12
	場合(以			合(以	下
	れている			ている	場
	が添付さ			添付さ	れ
	めるもの			るもの	が
	市長が定			長が定	め
	類として			として	市
	証する書			する書	類
	ることを			ことを	証
	に適合す			適合す	3
	当該基準			該基準	K
請手数料	場合又は		手数料	合又は	当
画認定申	が認めた		認定申請	認めた	場
能向上計	める機関		向上計画	る機関	ガゞ
一消費性	市長が定		消費性能	長が定	め
エネルギ	合すると		ネルギー	すると	市
く建築物	基準に適		建築物工	準に適	合
定に基づ	に掲げる		に基づく	掲げる	基
1項の規	1項各号		項の規定	項各号	12
3 4 条第	3 5 条第		4条第1	5条第	1
る法律第	る法律第		<u>法律</u> 第 3	<u>法律</u> 第	3
等に関す	等に関す		に関する	<u>に関す</u>	<u>5</u>
能の向上	能の向上		能の向上	能の向	<u>+</u>
一消費性	<u>一消費性</u>		<u>一消費性</u>	一消費	性
	エネルギ		エネルギ	エネル	<u>'</u>

h	l.	l. I		llı	l.	l.	1
	>	>			>	>	
		<	<省略>			<	<省略>
		省				省	
		略				略	
		>				>	
		<	<省略>			<	<省略>
		省				省	
		略				略	
		>				>	
建築物の	<省	略>	<省略>	建築物の	<省	略>	<省略>
エネルギ				エネルギ			
一消費性				一消費性			
能の向上				能の向上			
等に関す	<	<	<省略>	に関する	<	<	<省略>
<u>る法律</u> 第	省	省		<u>法律</u> 第 3	省	省	
36条第	略	略		6条第1	略	略	
1項の規	>	>		項の規定	>	>	
定に基づ		<	<省略>	に基づく		<	<省略>
く建築物		省		建築物工		省	
エネルギ		略		ネルギー		略	
一消費性		>		消費性能		>	
能向上計		<	<省略>	向上計画		<	<省略>
画変更認		省		変更認定		省	
定申請手		略		申請手数		略	
数料		>		料		>	
建築物の	建築	物の	<省略>	建築物の	建築	物の	<省略>
エネルギ				エネルギ			
一消費性				一消費性			
能の向上				能の向上			
等に関す				に関する			
る法律第				<u>法律</u> 第 4			
4 1 条第				1条第1			
1項の規				項の規定			
定に基づ				に基づく			
く建築物				建築物工			
	1 >10 100	1		~~~~	// = -	1 /*	ı

エネルギ	ルギ	一消		ネルギー	ギー	消費	
一消費性	費性	能基		消費性能			
能基準適	準に	適合		基準適合	に適	合す	
合認定申	する	と市		認定申請	ると	市長	
請手数料	長が	定め		手数料	が定	める	
	る機	関が			機関	が認	
	認め	た場			めた	場合	
	合又	は当			又は	当該	
	該基	準に			基準	に適	
	適合	する			合す	るこ	
	こと	を証			とを	証す	
	する	書類			る書	類と	
	とし	て市			して	市長	
	長が	定め			が定	める	
	るも	のが			もの	が添	
	添付	され			付さ	れて	
	てい	る場			いる	場合	
	合 (以下			(以	下こ	
	この	表に			の表	にお	
	おい	て「			いて	「基	
	基準	適合			準適	合性	
		認機			確認		
		認め			が認		
		合等			場合		
	」と	いう			とい	う。	
	。)	l)		
	<	<	<省略>		<	<	<省略>
	省	省			省	省	
	略	略			略	略、	
	>	>	c (lamfe >		>	>	c (IAmtra)
		<	<省略>			<	<省略>
		省				省	
		略				略	
		>	z (làmh s			>	z Jāmb >
		<	<省略>			<	<省略>

		省			省	
		略			略	
		>			>	
<省略>					<	(省略>

備考

1から4まで <省略>

- 5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第12条第1項又は第13条第 2項の規定に基づく建築物エネルギー消費 性能適合性判定手数料及び同法第12条第 2項又は第13条第3項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能適合性判定変更手 数料の部建築物エネルギー消費性能基準等 を定める省令第1条第1項第1号口に定め る基準に係る建築物の項金額の欄に定める 手数料について、建築物の用途が工場、危 険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物 の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火 葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場そ の他これらに類するもの(以下「工場等」 という。) である場合における手数料の額 は、同欄に規定する手数料に係る建築物の 区分にかかわらず、建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令第1条第1項第1 号口に定める基準に係る建築物の区分によ るものとし、当該手数料に係る床面積の合 計の区分に応じ、同欄に掲げる手数料の額 の2分の1に相当する額(その額に100 円未満の端数があるときは、その端数金額 を切り捨てて得た額)とする。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律施行規則第11条の規定に基づ く消費性能確保計画の軽微な変更に関する 証明書交付手数料の項金額の欄に規定する 手数料について、建築物の用途が工場等で

備考

1から4まで <省略>

- 5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第12条第1項又は第13条第2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性 能適合性判定手数料及び同法第12条第2 項又は第13条第3項の規定に基づく建築 物エネルギー消費性能適合性判定変更手数 料の部建築物エネルギー消費性能基準等を 定める省令第1条第1項第1号口に定める 基準に係る建築物の項金額の欄に定める手 数料について、建築物の用途が工場、危険 物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の 増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬 場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その 他これらに類するもの(以下「工場等」と いう。) である場合における手数料の額 は、同欄に規定する手数料に係る建築物の 区分にかかわらず、建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令第1条第1項第1 号口に定める基準に係る建築物の区分によ るものとし、当該手数料に係る床面積の合 計の区分に応じ、同欄に掲げる手数料の額 の2分の1に相当する額(その額に100 円未満の端数があるときは、その端数金額 を切り捨てて得た額)とする。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定に基づく 消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項金額の欄に規定する手 数料について、建築物の用途が工場等であ

- ある場合における当該手数料の額は、同欄の規定にかかわらず、前項の規定により計算して得た計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)とする。
- 7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建 築物のエネルギー消費性能の向上等に関す る法律第34条第3項各号に掲げる事項が 記載されている場合の他の建築物における 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数 料について、当該建築物エネルギー消費性 能向上計画の認定及び当該他の建築物にお ける建築物エネルギー消費性能適合性判定 を同様の評価の方法により行う場合の手数 料の額は、この表の建築物のエネルギー消 費性能の向上等に関する法律第34条第1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性 能向上計画認定申請手数料の部建築物エネ ルギー消費性能の向上等に関する法律第3 5条第1項各号に掲げる基準に適合すると 市長が定める機関が認めた場合又は当該基 準に適合することを証する書類として市長 が定めるものが添付されている場合(以下 この部及び次部において「計画適合性確認 機関が認めた場合等」という。)の款金額 の欄の規定により算出した額とする。
- 8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当

- る場合における当該手数料の額は、同欄の 規定にかかわらず、前項の規定により計算 して得た計画の変更に係る場合の額の2分 の1に相当する額(その額に100円未満 の端数があるときは、その端数金額を切り 捨てて得た額)とする。
- 7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建 築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律第34条第3項各号に掲げる事項が記 載されている場合の他の建築物における建 築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 について、当該建築物エネルギー消費性能 向上計画の認定及び当該他の建築物におけ る建築物エネルギー消費性能適合性判定を 同様の評価の方法により行う場合の手数料 の額は、この表の建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律第34条第1項の 規定に基づく建築物エネルギー消費性能向 上計画認定申請手数料の部建築物エネルギ ー消費性能の向上に関する法律第35条第 1項各号に掲げる基準に適合すると市長が 定める機関が認めた場合又は当該基準に適 合することを証する書類として市長が定め るものが添付されている場合(以下この部 及び次部において「計画適合性確認機関が 認めた場合等」という。) の款金額の欄の 規定により算出した額とする。
- 8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー 消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該

該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部の計画適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄の規定により算出した額とする。

9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第34条第1項の規定に基づく 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申 請手数料の部建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第35条第1項各号 に掲げる基準に適合すると市長が定める機 関が認めた場合又は当該基準に適合するこ とを証する書類として市長が定めるものが 添付されている場合(以下この表において 「計画適合性確認機関が認めた場合等」と いう。)の項金額の欄(2)に規定する建築物 全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの の手数料について、次に掲げる場合(複合 建築物の住宅部分に係る申請にあっては、 (2)に掲げる場合を除く。)には、当該手数 料の額にそれぞれ次に定める額を加算す る。

(1)及び(2) <省略>

10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあって 他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部の計画適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄の規定により算出した額とする。

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第34条第1項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能向上計画認定申請 手数料の部建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律第35条第1項各号に掲 げる基準に適合すると市長が定める機関が 認めた場合又は当該基準に適合することを 証する書類として市長が定めるものが添付 されている場合(以下この表において「計 画適合性確認機関が認めた場合等」とい う。) の項金額の欄(2)に規定する建築物全 体又は複合建築物の住宅部分に係るものの 手数料について、次に掲げる場合(複合建 築物の住宅部分に係る申請にあっては、(2) に掲げる場合を除く。) には、当該手数料 の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律第34条第1項の規定に基づく 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申 請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係 は、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。)には、 当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加 算する。

(1)から(3)まで <省略>

- 11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第34条第1項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手 数料の部に規定する手数料について、建築物 のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第34条第1項の規定による認定の申請に係 る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条 第3項各号に掲げる事項が記載されている場 合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定 する申請建築物及び他の建築物の各建築物に ついてそれぞれ別の申請があったものとみな してこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の 額に相当する額を合算した額とする。
- 12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第36条第1項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申 請手数料の部計画適合性確認機関が認めた場 合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、 建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部 分に係るものの手数料について、次に掲げる 場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあ っては、(2)に掲げる場合を除く。)には、当 該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算 する。

(1)及び(2) <省略>

13 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申 請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ 法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1) る申請にあっては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

- 11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。
- 12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部計画適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(2)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に

に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

- 14 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第36条第1項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申 請手数料の部に規定する手数料について、建 築物のエネルギー消費性能の向上等に関する 法律第36条第1項の変更の認定の申請に係 る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法 第34条第3項各号に掲げる事項が記載され ている場合における当該手数料の額は、当該 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画 に係る同項に規定する申請建築物及び他の建 築物の各建築物(変更がないものを除く。) についてそれぞれ別の申請があつたものとみ なしてこの表によりそれぞれ算出した建築物 エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手 数料の額(当該変更により建築物エネルギー 消費性能向上計画に新たに記載される建築物 については、建築物エネルギー消費性能向上 計画認定申請手数料の額) に相当する額を合 算した額とする。
- 15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部基準適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄(2)に規定するものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。)には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

- 14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第36条第1項の規定に基づく建築 物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請 手数料の部に規定する手数料について、建築 物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第36条第1項の変更の認定の申請に係る建 築物エネルギー消費性能向上計画に同法第3 4条第3項各号に掲げる事項が記載されてい る場合における当該手数料の額は、当該変更 後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係 る同項に規定する申請建築物及び他の建築物 の各建築物(変更がないものを除く。) につ いてそれぞれ別の申請があつたものとみなし てこの表によりそれぞれ算出した建築物エネ ルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 の額(当該変更により建築物エネルギー消費 性能向上計画に新たに記載される建築物につ いては、建築物エネルギー消費性能向上計画 認定申請手数料の額) に相当する額を合算し た額とする。
- 15 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部基準適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄(2)に規定するものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)及び(2) <省略>

- 16 建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)及びその他のものの項金額の欄(2)に規定するものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。
 - (1)から(3)まで <省略>

16 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)及びその他のものの項金額の欄(2)に規定するものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1)から(3)まで <省略>

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定 は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請を受理している消防法第11条第1項前 段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所設置許可に係る手数料については、なお従前の例による。